

東広島市在宅医療・介護連携推進事業業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

東広島市在宅医療・介護連携推進事業業務

(2) 業務の内容

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 提案上限額

委託料の上限は、26, 281, 140円とする。

(5) 全体スケジュール

内 容	日 程
手続開始の公示	令和8年2月6日
説明書等の閲覧期間	令和8年2月6日から 令和8年3月12日まで
質問書の提出期間	令和8年2月6日から 令和8年2月20日まで
質問の回答	令和8年2月26日まで
参加表明書の提出期間	令和8年2月6日から 令和8年2月20日まで
参加資格確認結果連絡	令和8年2月26日まで
技術提案書の提出期間	令和8年2月27日から 令和8年3月12日まで
ヒアリング・特定審査	令和8年3月18日（予定）
特定・非特定通知	令和8年3月19日頃（予定）

2 注意事項

(1) プロポーザル参加表明書（以下「参加表明書」という。）

ア プロポーザル参加希望者は、公示で定めるプロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を添付しなければならない。

（ア）東広島市の納税証明書（滞納のない証明書）（発行日が参加表明書の提出日から3か月以内のもの。）

（イ）消費税及び地方消費税の納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2、その3の3による納税証明書であって、発行日が参加表明書の提出日から3か月以内のもの。）

（ウ）多職種との連携に関する実績調書

（エ）主務担当者が所有する医療・介護・福祉関係のいずれかの資格を証する書類の写し（所持資格の免許証等）

(2) 提案書

提案書は、1者につき1提案とし、正本1部、副本5部を提出すること。提案書の表紙を除き、企業名、代表者等の提出者が類推できる記載はしないこと。

(3) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 参加者の負担

プロポーザル参加表明書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(5) その他

ア プロポーザル参加表明書等に虚偽の記載をした場合には、提出されたプロポーザル参加表明書等を無効とともに、指名除外の措置を行うことがある。

イ 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、委員等に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

ウ 提出された参加表明書及び提案書等は、返却しない。

エ 参加表明書及び提案書等は、本業務受託候補者の選考以外に無断で使用しないものとする。ただし、次の場合には、使用することがある。

(ア) 東広島市情報公開条例に基づき公開する場合

(イ) 最優秀提案者の提案書を公開する場合

(6) 提案書に関するプレゼンテーション・ヒアリング実施場所等

ア 実施日

令和8年3月18日（予定）

イ 実施場所

別途通知する。

ウ 時間

1 提案につき原則30分程度（提案書説明20分、質疑応答10分）

エ 出席者

出席人数は3名以内とすること。

オ 留意事項

パソコン・液晶プロジェクターを使用する場合は、提案者が用意すること（スクリーンについては本市が用意する。）

3 審査

ア 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、次の委員による選定委員会において行う。

中 村 保 （健康福祉部長）

渡 邊 達 生 （地域包括ケア推進課長）

長 原 み ど り （医療保健課長）

松 島 寛 泰 （障がい福祉課長）

廣 中 小 由 里（広島県西部東厚生環境事務所 保健課長）

イ 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

ウ 審査結果の公表

契約の締結後、速やかに参加者数、最高得点者の商号又は名称、評価値等について、本市ホームページにおいて公表する。

4 契約事項

(1) 契約事項に関する規則

本業務の履行に当たっては、関係法令、東広島市契約規則等の諸規程、東広島市業務委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。

(2) 契約保証金

公告に定めるとおり。

5 書類提出及び問い合わせ先

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

東広島市健康福祉部地域包括ケア推進課

電話 082-420-0984 / FAX 082-426-3117

E-mail:hgh200984@city.higashihiroshima.lg.jp